

総合区素案に関する住民説明会

《住吉区》

■日 時：平成29年12月16日(土) 14:00～16:04

■場 所：住吉区民センター

(司会)

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区素案に関する住民説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

住吉区長の朝川でございます。

(朝川住吉区長)

こんにちは。皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、事務局をご紹介します。

副首都推進局理事の田中でございます。

(田中副首都推進局理事)

田中です。よろしくお願いいたします。

(司会)

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度調整担当部長の川平でございます。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

川平です。よろしくお願いいたします。

(司会)

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局戦略調整担当課長の水野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして朝川区長よりご挨拶を申し上げます。

(朝川住吉区長)

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました住吉区長の朝川と申します。

本日は週末の大変貴重なお時間帯にもかかわらず、この総合区素案の説明会にお越しいただきまして、本当にありがとうございます。

また、皆様には平素から住吉区政、大阪市政、各般にわたりましてご理解、ご協力いただいておりますこと、この場をおかりして厚くお礼を申し上げます。

また、現在大阪市では、大都市・大阪が抱えます課題への対応策といたしまして、大都市制度のあり方についての検討を進めているところでございます。本日はそのうちの一つの対応策であります総合区につきまして、このたび素案が取りまとめられましたので、この間、その制度設計等作業に当たってこられました副首都推進局の方から住民の皆様方に説明をさせていただく場として、本日の会を設けさせていただいたところでございます。

今後の区政、あるいはその地域にかかわります重要な内容でございますので、ぜひしっかりと聞きいただきまして、また時間の後半にはご質問の時間もおとりいたしておりますので、ご不明な点などありましたらご質問いただき、理解を深めていただければと思っていますところでございます。2時間の限られた時間なんですが、どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、副首都推進局理事の田中より、説明会の開催趣旨を申し上げます。

(田中副首都推進局理事)

改めて、副首都推進局理事の田中と申します。よろしくお願いいたします。

本日は非常に寒い中、この説明会にお越しいただきまして本当にありがとうございます。私の方から本日の説明会の開催趣旨をご説明させていただきます。

現在、大阪市と大阪府におきましては、副首都・大阪の実現に向けた取り組みを進めているところでありまして、本年3月に副首都ビジョンというものを取りまとめたところでございます。そのビジョンの中の概要を少し説明させていただきます。

東京一極集中が進む中で、大阪が長期にわたって低落傾向が続いているため、今後、少子高齢化の進捗が非常に三大都市圏の中でも早く進むという傾向がございます。こうした課題の解決を図っていくために、広域機能の強化と基礎自治機能の充実という取り組みを進めていく必要があるとして、こうした取り組みを制度面から支えるものとして新たな大都市制度の検討を行っている状況でございます。

この新たな大都市制度として総合区制度と特別区制度という二つの制度がありますが、現在この両制度についての案の作成に努めているところでございます。ただ、この両制度は全く異なる制度でございますので、その辺をよくご理解いただきたいと思います。

総合区は現在の大阪市を残したまま、今24区体制でございますけれども、区の形や役割をかえまして、区長や区役所の権限を拡充して、できるだけ身近な区役所に仕事を移し、区長の判断で決めることができるようにするものでございます。一方、特別区は大阪市をなくしまして、新たな自治体である特別区という自治体を設置するものでございます。

本日はこの二つの制度のうちの総合区素案を作成いたしましたので、総合区はどのような仕組みでどのようなものなのかということについて、後程資料を用いて説明させていただきます。

なお、本日説明させていただきます総合区素案につきましては、現在市会の方でご議論をいただいているところでございますので、今後の議会議論を踏まえ、必要に応じて修正されることがございますので、確定したものではございません。

また、特別区にかかわっては、大都市制度（特別区設置）協議会という、いわゆる議論

する場が設けられておりまして、この協議会の中で現在議論が進められているという状況でございます。

総合区、特別区のいずれの制度を選択するかについては、市民の方にご判断いただくとしておりますので、今後市会議論、あるいは法定協議会の議論等を踏まえて、それぞれの案が取りまとめられていくことになりますので、その案がまとまった段階でのご判断ということになろうかと思います。

本日の説明会は総合区素案の内容を説明するために開催したものでございます。総合区、特別区の優劣をつけたり、どちらかの制度を選んでいただくというような場ではございませんので、説明の後、ご質問等を賜りますけれども、その際には政治的なご主張やきょうの開催趣旨にそぐわないようなご発言につきましてはご遠慮願いますようお願い申し上げます。

この後、1時間強の長丁場の説明にはなりますけれども、何とぞ制度のご理解を深めていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして、私から簡単にご説明させていただきます。

まず、受付でお配りいたしましたお手元の「総合区素案に関する住民説明会資料」、こちらの資料に沿いまして事務局より説明を約1時間いたします。

その後、皆様より説明内容に対するご質問をお受けいたします。

なお、お手元にアンケート用紙を配付させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速説明に入らせていただきます。

副首都推進局制度調整担当部長の川平より説明申し上げます。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

改めまして、よろしくお願いいたします。副首都推進局の川平と申します。

私の方からこの冊子、「総合区素案に関する住民説明会資料」という冊子に沿いまして、1時間程お時間をいただきまして、できる限り丁寧に説明してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、着座させていただいてご説明申し上げます。

まず、冊子の表紙の下をごらんいただきたいと思いますけれども、本資料の位置づけ等を記載しているかと思います。

点字版をごらんいただいている方もいらっしゃると思うんですけれども、点字版の方では、表紙をめくったところに記載があるかと思います。

本資料の位置づけでございますが、本資料は、大阪市における総合区の制度設計の考え方や具体的な制度案につきまして、行政として取りまとめました総合区素案をもとに、本説明会の資料として作成したものでございます。この資料でご説明いたします総合区素案につきましては、今後、議会等の議論を踏まえまして、必要に応じて追加・修正されることがございます。また、この総合区とは別に、先程もお話がありましたが、特別区につきましても現在、制度設計等の議論、検討が進められているところでございます。最終的に

は、総合区・特別区のいずれの制度を選択するのか、住民の皆さんにご判断いただけるよう両方の案を取りまとめていくこととしております。

それでは、冊子をお開きいただきまして、1ページから2ページの見開き、「総合区設置後のイメージ」という見開きのページをごらんください。点字版では1ページから3ページにわたってのご説明になるかと思います。

見開きの左側でございますけれども、左側には現在の大阪市のイメージを記載しています。右側には総合区設置後の大阪市のイメージを記載しているところでございます。

左側の現在の大阪市では、大阪市長の下に局と24の区役所があることをお示ししています。局と申しますのは、大阪市全体を見通した施策を保健医療、福祉、教育などの部門ごとに担う組織でございます、我々の副首都推進局というのもその局の一つでございます。現在は保健医療施策を担う例えば健康局や社会福祉を担う福祉局など、20以上の局というのがございまして、中之島の本庁などに設置をされているところでございます。これに對しまして、区役所というのはご存じだと思うんですけれども、地域ごとの仕事を担うものでございますので、現在の24行政区ごとに設置をされ、住民の皆様の身近なところで、例えば市民協働でありますとか、窓口サービスなどを担っているところでございます。

見開きの右側でございますけれども、こちらでは総合区設置後にそれがどう変わるのかということをお示ししています。左側で24区役所となっていたところが、右側の中程では八つの総合区役所と24の地域自治区事務所にかわっております。

この総合区素案では、政令指定都市でございます大阪市という枠組み自体は変更せずに、大阪市長のもとに現在の24の行政区にかえまして、八つの総合区を設置いたします。さらに、これは区によって異なるんですが、その一つの総合区ごとに2から4の地域自治区事務所を設置するということをあらわしております。

総合区を設置することによりまして、主に何が変わるかということにつきましては、左上の局から右の中程へ向けた矢印があるかと思うんですけれども、その矢印のところをごらんいただきたいんです。「住民の皆さんに身近なサービスを局から8つの総合区へ仕事を移します」というふうに記載をしております。

矢印の先の右側、8総合区役所の下に記載しております保育所の運営、設置認可や放置自転車対策などが今の局から八つの総合区に移す仕事ということになります。これらの仕事は現在は大阪市全体の施策を担っております先程申し上げました局で行っておりますけれども、総合区設置後はより住民の皆様に身近な総合区役所において総合区長が判断して実施するということになります。

総合区長の判断で行われる仕事が多くなるということになるんですけれども、そうしますと、それに伴います必要な予算でありますとか、その仕事を行う職員というのも、その分増やす必要がございます。現在、局の方で持っております予算や職員を総合区に移すということになりますが、それらの考え方についても後程それぞれご説明いたします。

一方で、左の現在の24区役所が担っている仕事というのは、もともと住民の皆さんに身近なものが多いため、そのまま右横への矢印で、「住民の皆さんへの直接サービスは、24の地域自治区事務所において引き続き実施します」と記載しておりますように、右側の総合区の中では、24の地域自治区事務所の下の方に記載をしております住民票写し等の交付をはじめとする窓口サービスなどは現在の24区単位で地域自治区事務所がそのまま行うこ

とになります。

さらにその絵の右側の方なんですけれども、右枠に「地域の実情に応じた施策の実現」というふうに記載しているところに3点記載しているかと思います。総合区では、住民の多様なニーズを把握し、住民ニーズを施策に反映させるための組織体制の整備を行うとともに、施策を実行するために市長に意見を具申する仕組みなども構築してまいります。

まとめて申し上げますと、総合区を設置することによりまして、住民の皆様の身近なサービスについては、できるだけ今より身近な地域において判断するというふうに変えていくというものでございます。これによって、それぞれの地域の実情を反映できるよう総合区長に権限を渡して、総合区において判断して、総合区で実施していく、そしてそのために必要な組織や予算の仕組みなども整備するというのが総合区制度による変わっていくところということになります。

2ページの上の方に、総合区設置後の市長というのがあるかと思うんですが、その市長の横の括弧書きのところをごらんいただきたいと思います。点字版では3ページに記載があるかと思います。

住民の皆さんに身近な仕事については、その権限を総合区長に移管をしてまいります、大阪市という枠組みは残りますので、予算編成や条例提案などの仕事は今までどおり大阪市長が大阪市全体の視点から行います。

この見開きのページでは、総合区設置によって何が変わるかという大まかなイメージについてご説明いたしました。詳しくはこの後、それぞれの項目ごとにご説明してまいりたいと思います。

3ページをお開きいただきたいと思います。点字版では「もくじ」の1ページでございます。

目次をごらんいただきますと、本日のご説明内容なんですけれども、総合区素案の内容1から12の項目と各総合区の概要について本日はご説明いたします。

なお、一番下の枠囲みをごらんいただきたいと思います。点字版ではちょっと飛びますけれども6ページに記載がありますけれども、本資料でお示しをしておりますコスト、組織、予算等の数値につきましては今後の精査により変動する可能性があります。また、総合区役所の位置・名称につきましては、今後議会での議論を踏まえ取りまとめる予定としているところでございます。

それでは、4ページ、「1 副首都・大阪の確立に向けた取組み」をごらんください。点字版では6ページ以降の説明になります。

大阪市では、現在、大阪が抱える課題を解決し、本来持っている力を発揮するため、副首都・大阪の確立に向けた取り組みを進めています。それを制度の面から支えるものとして、総合区や特別区などの制度改革が必要と考えているものでございます。その考え方を示したのがこのページになります。

上段の「大都市・大阪が抱える課題」をごらんいただきたいと思います。

東京一極集中が進む中、大阪の長期低落傾向は続いておりまして、大阪府と大阪市において一本化をしました成長戦略、この成長戦略というのは、産業振興や人材育成などによって経済成長等をめざすという大阪府と大阪市の共通の長期的な方針というものを定めているんですけれども、その戦略のことでございます。その一本化した成長戦略によりまし

て、経済面では明るい兆しが見えるものの、一極集中に歯どめをかけるには至っていないこと、それから地方分権改革は道半ばであることなどをお示ししております。

こうした課題認識のもと、こうした課題の克服に向けまして、中程の記載になりますけれども、「日本における副首都の必要性和大阪のポテンシャル」、このポテンシャルというのは潜在的な能力といった意味でございますけれども、につきまして、東京一極集中の是正は日本全体の課題であり、日本の成長・国土の強靱化・地方分権の観点から、東西二極の一極となる副首都の実現が必要であること。それから、世界の都市間競争を戦い得る競争力と豊かな個性を持つ大阪が、副首都をめざした取り組みを通じて日本の成長を牽引するとともに、豊かな住民生活の実現をめざすということを記載しております。

そして、矢印の下でございますけれども、東西二極の一極となる副首都・大阪の確立に向けまして、そのポテンシャルを発揮し、他の大都市に先行するトップランナーとして東京を頂点とする国土構造・社会構造などからの転換を先導して、日本の未来を支え、牽引する成長エンジンの役割を果たしていくということを記載しております。

これらの実現のためには、一番下に記載しておりますように、都市機能を充実していくということが一つと、もう一つ、それを支える制度が必要であるというふうに考えているものでございます。

次の5ページをお開きください。点字版では10ページになります。

5ページ、2番、副首都・大阪にふさわしい大都市制度改革についてご説明いたします。

ここにお示しをしておりますように、広域機能の強化と基礎自治機能の充実という取り組みを制度面から推進するため、副首都にふさわしい大都市制度が必要と考えているものでございます。そのため、現行法制度のもとで実現可能な総合区という制度が一つと、もう一つ、特別区という制度、それぞれについて制度案をそれぞれ作成するというようにしております。

ここで、広域機能と基礎自治機能ということが出てまいりましたけれども、これについて申し上げますと、広域機能というのは、成長戦略でありますとか、広域交通網をはじめとする都市機能の整備などを担う役割を指します。これに対しまして基礎自治機能というのは、より住民に身近なサービスの提供などを担う役割のことを指します。

一般的な都道府県と市町村の関係で申し上げますと、普通は広域機能を担っているのは県ということになります。基礎自治機能は市町村の役割ということになっております。大阪市の場合は政令指定都市ということになりますので、一般の市とはちょっと異なりまして、市としての基礎自治機能を持ちながら、あわせて広域機能の一部も担っているということで、大阪市は両方の機能を持っているというのが現状でございます。

ということもございまして、その下の表なんですけれども、「現在の制度（行政区）」というところの広域機能の欄に記載をしておりますけれども、現在は広域機能については大阪府知事と大阪市長が副首都推進本部会議において協議・調整を行っているというのが現状でございます。

こういった都市機能の整備を強力に進める広域機能の強化と地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる基礎自治機能の充実の取り組みというのを制度面から推進するものとして、一番下の表に二つの制度を記載しているかと思えます。総合区制度と特別区制度でございます。

表のうち基礎自治機能につきまして、表の左側でございますが、総合区制度ではどういふふうになりますかと申し上げますと、政令指定都市である大阪市は存続することになって、大阪市長や大阪市の会のもとで行政を展開するという状況になります。その中で総合区長の権限を拡充しまして、議会の同意を得た総合区長が住民に身近な行政を行うということになります。その一方で、先程も申し上げましたように、予算編成や条例提案など、大阪市全体に関することは大阪市長が引き続きマネジメントしていくということになります。

これに対しまして、右側の特別区制度では、まず大阪市は廃止するということになります。新たに基礎自治体として特別区というのを設置いたします。この特別区においては、当然ながら特別区長や区議会というのを設置して、これらは選挙で選ばれるということになりますけれども、その選挙で選ばれた特別区長や区議会のもとで行政を展開していくということになります。この場合は特別区長自身が予算編成や条例提案というのを通じて、区政全体をマネジメントしていくということになります。

広域機能で比較を申し上げますと、総合区制度でいった場合には、現在の制度と同様になりますけれども、知事と市長が副首都推進本部会議によって協議・調整して方針を決定していくということになります。特別区制度の場合は、広域機能については大阪府に一元化して、大阪府知事が方針決定をするということになりますので、そういったことをお示ししております。

ここまで総合区・特別区両制度の違いなどについてご説明を申し上げます。

6 ページをごらんください。点字版では14ページ以降になります。

3 番、大阪市における総合区制度についてご説明いたします。

まず、総合区設置により大阪市がめざすものとしまして、住民自治の拡充と二重行政の解消という2点を掲げております。その下、左の「住民自治の拡充」の欄からご説明申し上げます。住民に身近なサービスを区役所で提供、地域のことは地域でできるだけ決定するなど、住民自治の拡充を実現するため、局から総合区へ事務を移管するなど、総合区長の権限を拡充します。

また、総合区役所で働く職員の任免に関する権限や予算編成に関して総合区長が意見を述べられる予算意見具申権等の権限を最大限発揮できる仕組みを構築します。さらに、総合区政会議、地域協議会の設置など、市民意見を反映するための仕組みを構築してまいります。

もう一方の右側の「二重行政の解消」の方でございます。副首都にふさわしい都市機能の強化と二重行政の解消の実現のため、大阪市長は大阪市全体の視点からの政策・経営や重要な課題に集中して取り組み、大阪府市の連携や広域機能に係る施策の一元化に向けて、指定都市都道府県調整会議において協議・調整を行ってまいります。

その下の総合区の仕事と区数についてご説明いたします。点字版では16ページからになります。

中之島本庁舎などの局と総合区の役割分担を明確化した上で、住民の皆さんに身近なサービスの提供と行政の効率性のバランスというのを考慮しまして制度を設計しております。

なぜバランスを考慮する必要があるかについてご説明を申し上げますと、身近な総合区の方に移す仕事が多ければ多い程、そのための職員も総合区に移すという必要が生じてまいります。この際、現在は中之島でありますとか本庁の局1カ所で担っている仕事を複数

箇所の総合区で分散して行うということになりますので、仮に24区に分散して仕事をしていくということになりました場合には、1カ所が24カ所になることに伴って24倍まではいきませんとしましても、必要な事務を行うための職員をそれ相当に増やす必要が生じてまいります。すなわち、区数が増えるとコストが増えるということにつながるということになります。

このため、総合区に移す仕事を考えると同時に、それを多大なコストをかけずに効果的・効率的に実施するためには、総合区の規模や区数を考える必要があるというふうに考えているものです。総合区の区数の欄に記載をしております効果的・効率的に提供するには、一定まとまった規模の人口が必要という記載でありますとか、体制整備に必要なコストを抑制というのは、こうした考え方を述べているものでございます。

なお、その欄の総合区の仕事の欄に、「一般市が行う仕事をベースに」というふうに記載しておりますが、ここでいう一般市の事務というのは、例えば近隣でいいますと、松原市でありますとか、門真市といった市が行う事務に近いレベルを総合区が担うということの意味しているものでございます。

こういった考え方によりまして、下段に記載しておりますように、住民に身近な行政サービスとそれに見合った体制整備を総合区で行うこと、あわせて、大阪市トータルの職員を増やさずに現行職員数の範囲内でコストを抑制していくという観点から、8区に合区するのが必要と考えているものでございます。

なお、地域コミュニティを維持する観点から、現在の24区単位で地域自治区を設置することとしております。

このページの説明は以上でございます。

7ページをお開きください。点字版では19ページになります。

4番、総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称でございます。

まず、区割りにつきましては、上段に記載をしておりますように、①から⑤の五つの具体的な視点に基づき策定をしております。

①でございますが、各総合区における将来人口、これは平成47年で考えています。これを30万人程度というふうにいたしまして、さらに各区の間の人口格差が最大2倍以内におさまるということを考えています。②でございますけれども、地域コミュニティを考慮し、過去の合区・分区の歴史的経緯を踏まえること、③ですけれども、住民の皆さんの円滑な移動などが確保できるよう、鉄道網の接続や商業集積を考慮すること、④ですけれども、工営所や公園事務所など、既存の事業所をできる限り活用すること、⑤ですが、防災上の視点についても考慮することといった五つの視点に基づいて区割りを策定しております。

その下の地図では、区割りと総合区役所の位置をお示ししています。本資料でお示しいたします区名、これは第一区から第八区というふうに記載をしておりますが、これはあくまでも現時点での仮称でございます。決まったものではございません。北に位置する区から順番に1から8まで番号をつけたものということで仮称ということでご理解いただきたいと思います。

本日ご説明に伺っております住吉区につきまして申し上げますと、住之江区、西成区と合区する区割りということになっておりまして、仮の名称としては第七区ということになります。

続きまして、8ページをごらんください。点字版では21ページになります。

総合区役所の位置でございますが、これにつきましては、現在の区役所の庁舎から選ぶこととしています。選定に際しましては、考慮すべき条件として3点を考えております。

1点目ですけれども、住民の皆さんからの近接性、これは庁舎までの距離をどう考えるかということです。二つ目は交通の利便性、これは現在の区役所間の移動による所要時間で考えています。三つ目でございますけれども、地域における中心性、これは現在の区の間での移動人数を見ているものでございます。

こういった3点から見まして、現在の区役所庁舎をそれぞれ点数化して評価を行っております。この点数が多い区役所庁舎を一旦優先としつつ、それぞれの庁舎面積についても考えておりまして、その庁舎面積が新体制で必要となる面積を満たすかどうかという充足状況、それに加えて近隣市有施設の状況、こういったものが利用できるかといったことも勘案いたしまして、総合区の庁舎を選定をしております。

その結果というのが、ページ中程、選定庁舎の表としてお示しをしております。点字版では23ページに記載をさせていただいております。

第一区が淀川区役所ということで、以降、第八区まで表に記載の通りでございますけれども、この住吉区の場合には、住吉区が含まれますのは第七区ということになりますので、現在の住吉区役所を総合区役所の庁舎とする予定としていただいております。ただし、表の下にちょっと記載をしておりますけれども、今後の施設の利用計画でありますとか、組織体制の確定等に伴いまして変更する可能性があるということを記載させていただいております。

なお、繰り返しのご説明になって恐縮なんですけれども、総合区役所の庁舎は表に記載の通りというふうに考えておりますが、住民の皆様方の利便性を維持するという観点から、現在の24区単位には地域自治区事務所を設置しまして、窓口サービス等の事務は継続して実施するということとしております。

続いて、下段に記載しています区の名称についてご説明いたします。点字版では24ページになります。

区の名称につきましては、方位や地勢等を考慮して、親しみやすさ、分かりやすさ、簡潔さを基本の考え方としまして、総合区の設置が決定しました後、設置する日までの間に住民の皆さんのご意見等を踏まえまして条例で決めていきたいというふうに考えております。

なお、今回の総合区の区割りにつきましては合区を伴いますので、現在の区名が変わる区も出てくるかと思えます。これにより住居表示等が変更される可能性がございますが、その際には住民の皆様への影響を最小限とするように関係機関と調整を図ってまいります。

ここまで区割りや総合区役所の位置等についてご説明をいたしました。

次に、9ページと10ページで、5番、局と総合区・地域自治区の主な仕事についてご説明いたします。点字版では25ページから36ページにわたっての説明になります。25ページをお開きいただければと思います。

9ページの上段、資料の9ページでは、上段に局と総合区・地域自治区で実施する主な仕事の内容についてお示しをしています。

現在の大阪市の仕事は、中之島本庁舎などで局が実施する仕事と区役所が実施する仕事

に分けられます。総合区が設置されますと、現在の区役所の仕事に加え、局から総合区へ移した皆さんへの身近なサービスを実施する仕事を新たに担うことになります。

なお、予算編成や条例提案等の仕事については、今までどおり大阪市長が全体の視点から行うということになります。

これに基づいてイメージ的にちょっとお示ししたのが下の図ということになります。

図の左側には、現在の大阪市における局と区役所の仕事の役割分担を記載しております。現在の大阪市の仕事は白抜きの文字でお示しをしておりますように、中之島本庁舎などの局で実施する仕事と24行政区の区役所で実施する仕事に分けております。

これに対しまして図の右側には、白抜きの文字ですけれども、総合区設置後の大阪市の役割分担として、局で実施する仕事と八つの総合区で実施する仕事に分けて記載をしております。さらに、総合区の仕事については、8総合区役所で実施する仕事と24区単位に設置される地域自治区事務所で実施する仕事に区分をしております。

図の左上をごらんいただきたいんですけども、局が実施する仕事につきまして、二つ枠囲みがあるうちの上段の方の囲みでございますが、大阪市全体の観点で実施する主な仕事としまして、条例の提案や規則の制定、予算編成などを示しております。これらの仕事につきましては、矢印の先、図の右側では、引き続き大阪市役所の本庁舎などで各局が実施することとなります。

左側の二つ目の枠囲みには、現在、局が実施しています市立保育所の運営など、六つの仕事を例示しているかと思いますが、総合区を設置した後にはこれらの仕事は八つの総合区へ移すということになりますので、矢印の先、図の右側、8総合区で実施する仕事の局から移管された仕事の枠組みの中に記載をしております。

図の左側の下段になるんですけども、現在の24行政区で実施している仕事につきましては、一番下の枠囲み、住民の皆さんへの直接サービスとして児童手当の申請受理や支給決定、国民健康保険等の諸手続などの窓口関係の仕事と、その上の枠囲みですけれども、これらの窓口サービスに係る調整や支援としまして地域防犯対策や地域振興、地域活動支援といった市民協働関係の仕事がございます。

現在の24行政区が実施しているこれらの仕事のうち、窓口事務である住民の皆さんへの直接のサービスや地域防犯、地域活動支援といった市民協働関係の仕事については、住民の皆さんに身近なところで実施すべき仕事として、矢印の先、図の右側の一番下に記載をしております24地域自治区で実施することとしております。

また、児童手当の現況届の送付・受理といった仕事については、総合区としての政策・企画の仕事や局から移管された仕事とあわせまして、八つの総合区で実施することとしています。

10ページ、総合区の主な仕事と期待される効果についてご説明します。点字版では32ページになります。

ここに四つの分野を記載しております。こども・子育て支援、福祉、まちづくり・都市基盤整備、住民生活という分野がございますが、総合区の主な仕事と期待される効果について表でまとめているものでございます。住民の皆さんに身近な施策の充実に向けまして、総合区長の裁量により総合区の予算や人員を重点配分することで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供してまいります。

その下の表をごらんいただきたいと思います。

縦の欄には四つの分野を、横の欄には主な総合区の仕事と期待される効果をお示ししています。順にご説明しますと、こども・子育て支援につきましては、市立保育所の運営や民間保育所の設置認可、さらに市立小学校で実施しています児童いきいき放課後事業を総合区の仕事とすることになりますので、これにより右側の「期待される効果」の欄に記載をしていますように、待機児童の解消に向けて総合区役所が中心となって、より地域の特性や実情に合わせた施策の実施が可能になるのではないかといいことを記載しております。

なお、表の中の「総合区の仕事」の欄におきまして、白抜きの点線囲みにございます保育所の入所決定や保育料の徴収等については、現在、既に区役所で実施している仕事を総合区になった場合でも引き続き実施するということをお示ししているものでございます。

次に、その下の福祉のところでございますが、老人福祉センターの運営などを総合区の仕事とするということになりますので、「期待される効果」の欄にお示ししていますように、例えば老人福祉センターの運営については、その指定管理者の公募に当たって、その募集条件に地域における身近な福祉施設として地域のニーズを反映するといったことによって、施設の利便性の向上が期待できるのではないかといいことをお示ししております。

その下のまちづくり・都市整備の場合には、道路・公園の維持管理や放置自転車対策などを総合区の仕事とすることによりまして、道路の日常管理や公園利用の支障となっている遊具の使用禁止や樹木剪定など、より迅速に、かつきめ細かい対応が可能になるということが期待できるのではないかといいふうに考えております。

一番下の住民生活におきましては、スポーツセンターやプールの運営というのを総合区の仕事というふうにしますので、指定管理者の公募に当たって、地域における身近な市民利用施設として地域のニーズを反映するということによって、利便性の向上が期待できるのではないかといいふうに考えているものでございます。

このページの説明は以上でございます。

11ページをお開きください。点字版では37ページになります。

このページ以降、6番、期待される効果として、局から総合区へ移管する主な仕事についてどのような効果が期待できるのかをこれまでの説明と重なるところはあるんですけれども、イメージ図を用いて具体的にお示しをしているものでございます。

それぞれのページの上段には現在の状況を記載しておりまして、下段には総合区を設置した後のイメージというのを記載しているところでございます。

イメージ①では、保育所の設置・認可についてお示しをしています。

これは上の図の方なんですけれども、現在の保育所の設置・認可につきましては、保育所の数など、①ですけれども、整備計画を策定して保育所の開設場所など地域の決定のためには、②の地域調整を行って、③の事業者の決定の後、開園という手続になります。この手続の流れの中で、現在の区役所では、②の地域調整を担っているということになります。これが総合区設置後は、下の方をごらんいただきたいんですけれども、下の図の点線囲いの中にお示ししておりますように、先程申し上げました三つの手続の中で、①の整備計画の策定や③の事業者の決定といったこれまで局の方で実施をしていました事務も含めて、一貫して総合区で判断・実施できるようになります。これによりまして、総合区長の

判断のもと、地域の実情を踏まえながら保育所の開設時期や定員などの条件について募集要件を設定することが可能となるというふうに考えております。これによって、地域の実情や特性を踏まえた待機児童対策がより効果的に期待できるのではないかといたことをお示ししております。

なお、このページの中程の中央の矢印の右下に括弧書きで記載をしておりますが、予算の編成や条例の提案など的大阪市全体の観点で実施する仕事については、大阪市長の権限として残ることになります。

次に、12ページをごらんください。点字版では38ページになります。

イメージ②で道路・公園の維持管理についてお示しをしております。

まず、現在の欄をごらんいただきたいんですが、住民の皆さんから道路や公園の維持管理に関する相談や要望があった場合、補修や樹木の剪定といった実際の対応を行っているのは工営所や公園事務所ということになります。現在、この工営所や公園事務所を所管しているのは局ということになりますので、区役所で住民の皆さんから相談や要望を受け付けた場合であっても、別の組織になります局との調整を行うことが必要になります。

総合区設置後には、下の図に記載しておりますように、住民の皆さんに身近な生活道路や小規模公園については、局が実施している維持管理の仕事を工営所や公園事務所の所管とともに総合区へ移すということにしています。これによりまして、住民の皆さんから要望をいただいた場合に総合区がワンストップで総合的に判断して、これまで以上に地域のニーズを踏まえながら、きめ細かくかつ迅速に対応できるのではないかとというふうに考えているものでございます。

13ページをごらんいただきたいと思います。点字版では39ページになります。

イメージ③放置自転車対策ということになります。

これも先程と同様なんですけれども、住民の皆さんから放置自転車をもっと撤去してほしいなどといった要望に対しまして、実際に現在対応しているのは工営所ということになります。先程申し上げましたように、工営所を所管しているのは現在は局になりますので、区役所の方で要望をいただいても、別の組織であります局との間で調整をして対応していくということが必要になっています。

総合区設置後には、下に記載をしておりますように、総合区域内の放置自転車の撤去や運搬などの仕事は工営所の所管とともに総合区に移すということにしております。これによりまして、住民の皆さんから要望いただいた場合に、総合区長のマネジメントのもとワンストップで総合的に判断できるようになるというふうに考えております。例えば地域のニーズを踏まえて、放置自転車を撤去する回数でありますとか、時間帯の見直しを総合区長が判断して、これまで以上にきめ細かく対応できるのではないかとというふうに考えているものでございます。

次の14ページをごらんください。点字版では40ページになります。

イメージ④でスポーツセンターやプールなどの市民利用施設等の運営についてお示しをしています。

まず、現在のところなんですけれども、例えば体育館の利用時間を長くしてほしいなどといった住民の皆さんからの要望に対しては、今は局の方で抱えることになりますので、担当局の方で大阪市全体を見渡した観点で24区の体育館などの施設を一まとめにして、対応方

針や方法についての優先順位を決定して対応していくというのが今の現在の姿でございます。

総合区設置後には、下に記載しておりますように、市民利用施設等に関する相談の受け付けから実際の対応までの仕事を総合区の方で全部担うということにしているものでございます。これにより今まで以上に利用者のニーズに応じた施設利用サービスを提供できるのではないかと考えているものでございます。

15ページをお開きください。点字版では41ページになります。

イメージ⑤住民の皆さんに身近な施策の充実についてお示ししています。

現在の欄に記載していますように、例えば老人福祉センターの講座メニューを充実してほしいとかいった住民の皆さんのご要望などを区役所の方でお聞きをしたとしても、現在、区役所がみずからの判断で決定できないというのが多くございました。区役所がその場合は関係局へ要望・調整して、その事業を担当する局がどういうふうに対応するかという内容を決定しているものでございます。

また、区役所では事業を実施するための予算でありますとか、職員体制には限りがありますので、事業の内容によっては皆さんのご要望に十分対応できていない場合もあるかと思えます。

総合区設置後には、下の図に記載をしておりますように、住民の皆さんに身近な取り組みを実施する権限を総合区へ移すということになりますので、総合区において地域のニーズを踏まえた対応がよりできるようになるのではないかと考えています。総合区がその予算や職員の範囲内で裁量を発揮して、住民の皆さんのニーズが高いと判断される事業に重点的にそういった予算とか職員を配分するということが一定可能になりますので、これまで以上に地域のニーズに応じた行政サービスを提供できるのではないかと考えているものでございます。

ここまで主な分野ごとに期待される具体的な効果についてご説明をいたしました。

次に、16ページをごらんください。点字版では42ページになります。

7番、総合区政会議、地域自治区・地域協議会についてご説明いたします。

総合区素案では、現在の24区を8区へ合区することとしておりますけれども、これに對しまして住民の皆さんには合区に対して育んできた今の地域コミュニティが壊れるのではないかなどといった合区に対する不安感があるものと考えられます。これを踏まえまして、その対応について記載をしているものでございます。

具体的には、総合区域内の施策等にご意見をいただいて、区政運営に反映をさせるというために総合区政会議を設置いたします。また、地域コミュニティを維持して地域の意見を市政や区政に反映させるため、現在の24区単位で地域自治区、それから地域協議会を設置していきます。

中程の左に総合区政会議に係る枠組みがあるかと思えます。ここをごらんいただきたいんですけども、総合区政会議は、区域内の施策や事業について、その企画・立案段階から住民が意見を述べて、総合区長が区政に反映をするということを目的としておりまして、現在の区政会議の総合区版として条例により設置するものでございます。

左の下の方に地域協議会というものがございしますが、これについては地域自治区の事務などについて、執行者が市長や総合区長などから諮問を受け、あるいは建議によってみず

から意見を述べるができるものでございますが、大阪市長、総合区長はこれらに対して必要に応じて適切な措置をとるということになっております。

右側にはこれら総合区制会議と地域協議会のイメージをお示しをしているところでございます。

このページの説明は以上でございます。

17ページをお開きください。点字版では45ページになります。

8番、総合区の組織体制についてご説明します。

上段にお示ししていますように、組織体制につきましては、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを総合区で提供するための組織体制の構築と総合区長の組織マネジメント力の強化を実現するために、主に三つの点から体制整備を行うということにしております。

一つ目ですけれども、特別職の総合区長をサポートするため、局長級の副区長を設置します。これは、総合区長はこれまでの区長とは違いまして、副市長と同じ特別職となりますことから、副区長を局長級ということで設置をして、より強力な権限で総合区長を直接的にサポートできるようにするという趣旨でございます。

二つ目は、総合区の政策・企画機能の強化のため、部長級による部制を導入します。総合区では、これまでご説明しましたように、より大きな権限に基づいてよりきめ細かな行政サービスを住民の皆さんに提供するということになります。そこで、これまでの区役所の課という単位ではなく、より大きな部という組織を設置して、各部長のもとそれぞれの分野における政策機能を強化するということで、総合区に期待される役割を実現していくというふうに考えているものでございます。

三つ目は、総合区の組織として地域自治区事務所の体制を整備します。これは総合区設置後においても、今の24区役所の単位で窓口サービスや地域に密着した業務を維持していくためという趣旨でございます。

続いて、ページの下段では、こうした体制整備を踏まえましたが総合区役所と地域自治区事務所の組織体制のイメージをお示ししています。点字版では46ページになります。

総合区役所は、八つの総合区ごとに現在の区役所庁舎を活用して設置をしていきます。地域自治区事務所につきましても、現在の24の区役所庁舎を活用して設置することになっています。そのため24の地域自治区事務所のうち八つの地域自治区事務所は総合区役所の中に設置されるということになります。

総合区役所では、総合区全体の施策を推進するとともに、各総合区に設置される地域自治区事務所を統括する役割も担います。そのための組織としまして、イメージでお示しますように、総合区長のもと局長級の副区長を設置して、さらに総務企画部、区民部、こども・保健福祉部を設置しているところでございます。

地域自治区事務所では、現在の24区役所で窓口サービスを継続して提供することや地域コミュニティを維持し、住民の多様な意見を市政・区政に反映する役割を担うことになります。そのための組織体制としまして、地域活動支援部門、窓口サービス部門、保健福祉センターを設置いたします。

なお、この組織体制はあくまでもイメージでございまして、総合区設置後は総合区長の権限によって総合区内の組織のあり方や職員配置を決定できる旨を記載しております。

18ページをごらんください。点字版では48ページになります。

「職員の配置（イメージ）」についてご説明します。

仕事を局から総合区に移すということを申し上げておりますが、それに伴いまして、総合区の方へ職員も移るということになります。概ねどれぐらいの職員が局から総合区へ移管されるのかというのを大枠のイメージでお示ししたものがこのイメージでございます。

左側の「現在（平成28年度）」と記載された棒グラフのところでお示ししておりますように、28年度現在で申し上げますと、局で1万1,600人、24区役所で、トータルですけれども4,800人という職員構成になっております。それが総合区設置後どうなるかというのはその右側なんですけれども、局の方で9,400人、8総合区役所で7,000人という構成に変化をすると考えております。すなわち局から総合区にはおよそ2,200人の職員が移管されることとなります。ただ、大阪市トータルの職員数は、上の方に記載していますが、現在も総合区設置後も1万6,400人と記載しておりますように、大阪市トータルの職員数で見れば、職員数を増やすことなく、概ね今の職員数の範囲内で総合区設置による組織体制が整備できるというふうに見込んでいるものでございます。

その右の表では内訳を書いているんですけれども、移管される組織、事務の内容と移管人員を内訳として記載しております。先程申し上げましたように、現在は局の所管になっております工営所、公園事務所、保育所というのは現地性があるものなんですけれども、こういった事業所ごとと総合区の所管に移されるということになるものです。これらの事業所を除きますと、事務の移管に伴って230人の職員が局から総合区へ移管されるということをこの表ではあらわしているものでございます。

ページ下段に「（参考）」ということで記載をしているかと思います。点字版では50ページから56ページの記載になります。

この表の上段、「①総合区役所」という欄でございますが、ここでは総合区役所と総合区役所内に設置される八つの地域自治区事務所の職員数を部門ごとに整理して、主な事務内容とともに記載をしております。

例えば総務企画部に置かれる総務部門と企画部門では、総合区政会議や総合区の全体の政策・企画、地域まちづくり等の事務を担うということで、1区当たりの平均でいいますと、74人ぐらいの職員配置を予定しているということを記載しております。

その表の下段では、②の地域自治区事務所ということで、これは総合区役所とは別の場所に設置される16カ所の地域自治区事務所の職員数と主な事務内容をお示ししているものでございます。

ここまで組織体制についてご説明を申し上げました。

続いて、19ページをお開きください。点字版では57ページになります。

9番、総合区の予算の仕組みについてご説明します。

総合区に権限を移して多くの事務を行うには、その分だけの予算が必要となります。そのお金をやりくりすることをここでは財務マネジメントというふうに表記をしておりますけれども、総合区長が財務マネジメントを発揮するために、地域の実情に応じた特色ある行政サービスを充実させるための総合区の予算の仕組みを構築すること、それから総合区長が大阪市長と施策方針を共有できる仕組みを構築することを基本的な考え方としています。

具体的なマネジメントの内容としまして、総合区長の自律性の強化の観点からは、①で記載していますように、総合区長が直接マネジメントできる財源の充実と②で記載していますように、予算意見具申権の具体化を図ることとしています。また、③でございますが、予算が見える化することにより、拡大する総合区予算についての説明責任を果たしていくこととしております。

具体的に申し上げますと、まず①の総合区長が直接マネジメントできる財源の充実なんですけれども、ちょっと先に20ページの上の方のイメージ図をごらんいただきたいと思います。点字版では59ページからになります。

総合区長が直接マネジメントできる財源が充実するというふうに申し上げておりますが、どのように充実されるかということをお示ししたものでございまして、平成28年度当初予算の金額を当てはめて試算をしたものでございます。

左の現在の24区のところでは、区長が関与できる予算としまして、直接マネジメントできる区予算の約82億円というのがあるかと思います。これに加えて、各局が予算計上して区長がシティ・マネジャー、CMと書いてございますが、シティ・マネジャーとして間接的に関与できます区CM予算というのがありまして、これが約159億円あるということに記載しております。これに対しまして、総合区設置後は、右側に記載しておりますように、総合区長が直接マネジメントできる総合区予算は約226億円に増えるということになります。これに加えて局から区に予算を配って、総合区長のマネジメントで執行するという総合区執行予算についても約58億円を見込んでいるということをお示ししているものでございます。

なお、このイメージ図で左と右のそれぞれの金額を合計しましても、増額にはならないんですけれども、これは大阪市全体の予算の中で区に関する部分のみを切り取って記載しているからこういったことになります。大阪市全体の予算の中では、区に関する予算が占める割合が総合区設置後は増えるということになります。

お手数ですけれども、19ページに戻っていただいて、点字版では58ページになりますけれども、中程をごらんいただきたいと思います。三つ目の枠の①に戻っていただきたいと思います。

今ごらんいただきましたように、総合区長が直接マネジメントできる財源が充実されることで、これまで以上に総合区長の判断で選択と集中による事業の再構築が可能になると考えています。

また、現状におきましても、インセンティブ制度というものがございまして、これは各区が土地売却や広告収入など、独自の努力で獲得した財源については、区の支出として使えるというインセンティブ制度があるんですけれども、総合区においても同様にこの制度を活用して確保した歳入については総合区の財源として活用することとしていきます。このように、総合区長のマネジメントのもと施策分野の枠を超えた事業の展開によって、地域の実情に応じたきめ細やかで特色あるサービスの実現が期待されるというふうに考えているものでございます。

20ページに移りまして、点字版では61ページになります。

「②総合区長の予算意見具申権の充実」をごらんください。

現状では、法制度上は行政区長が予算編成に意見を言うという仕組みにはなっておりま

せんが、これに対しまして総合区制度においては、法律上定められた仕組みとしまして、予算意見具申権というのがございます。これは大阪市長が大阪市全体の視点から予算編成を行うという中で、住民により近いところにいる総合区長、住民ニーズをより把握している総合区長の意見をその市長が行う予算編成に取り入れようとするものでございます。総合区長が大阪市長や副市長と意見交換する仕組みを整備して、各局が所管する仕事のうちで住民に密接にかかわるものは意見具申の対象というふうにしていくものと考えております。

具体的な仕組みというのをその下に書いてあるんですが、予算編成に先立つ方針策定プロセスから総合区長が参画できるように、住民ニーズをもとに市長・副市長と幅広く意見を交換する場、ここでは仮称でサマーレビューということにしておりますが、そのサマーレビューを設定することをまず記載しています。サマーレビューというのは、夏に事業検証を行ったりするということが多いので、サマーレビューというような言い方をしているんですが、こういったことを設定することをはじめとしまして、そのほかで戦略会議といったものが大阪市の方針策定の場としてあるんですけれども、そういった大阪市全体の方針策定の場へも総合区長が直接参加するようにしてまいります。さらに、予算編成段階においても直接説明する場などを設定するなど考えているところでございます。

下段の「③予算の「見える化」をさらに充実」でございますが、点字版では62ページに入ります。「予算の「見える化」をさらに充実」では、個々の総合区の予算の姿が分かり、他の区との比較も可能となるよう、予算書の構成や説明資料の工夫などを重ねて、予算の一層の見える化を推進していくことをお示ししています。こうした取り組みを通じまして、地域の皆様の理解と関心が高まり、より一層声が届きやすい市政・区政の実現につながると考えているものでございます。

ここまで予算の仕組みについてご説明申し上げました。

21ページをお開きください。点字版では63ページになります。

10番、総合区の財産管理についてご説明いたします。

住民の皆さんに身近な財産に関する管理権限を総合区長に移管します。なお、財産に関する権限のうち、取得と処分に係る権限は市長に残ることとなります。

それを踏まえまして、総合区長が管理する主な施設というのを表で記載をしております。現在の財産に係る管理権限につきましては、表の左端に縦書きで記載をしているんですけれども、「局長が管理」、「現区長」という区分で記載をしておりますように、表の点線から上の部分は局長、下の部分は現区長が管理する施設を例示をしております。現在は区内の多くの施設を各局長が管理しているということになりますが、これが総合区設置後にどう変わるかといいますと、表の右端の方をちょっとごらんいただきたいんですが、矢印で「総合区長が管理」というところがあるかと思います。これの先に書いていますように、濃いグレーの網掛けでお示ししている施設については、総合区設置後は総合区長の管理に移すというふうに考えております。子どもや福祉をはじめとした各分野におきまして、住民の身近な施設は総合区長が管理することになります。

表の下をごらんいただきたいと思います。

下向きの矢印に効果と記載しておりますが、その先なんですけれども、住民の皆さんに身近な施設を総合区長が管理することによりまして、市民利用施設の相互利用・連携など

の柔軟な対応や迅速かつ地域の要望を考慮した施設の修繕、また市有地を活用した地域の実情に合わせたまちづくりなどが可能となるのではないかとすることを効果として記載しております。

その下には、施設の相互利用・連携などの柔軟な対応を行っていく施設管理のイメージを参考事例として記載をしております。

総合区の財産管理については以上でございます。

次に、11番、総合区設置に伴うコストについて説明いたします。

点字版では67ページになります。11番、総合区設置に伴うコストでございます。

コストにつきましては、この素案を作成時点の前提条件に基づきまして、総合区設置に伴い必要なコストを試算をしております。まず、一時的な経費として発生するイニシャルコストは約62.7億円と試算しております。それから、設置後に増加をします経常的な経費として増加をするランニングコストというものについては約9,000万円と試算をしております。

具体的には、各総合区役所庁舎における執務室の改修経費や事務移管等に伴って発生する大阪市が保有する各種システムの改修経費、そのほか区名変更に伴う街区表示板の取りかえ経費などがコストとしてかかってくるというふうに考えているものでございます。

総合区設置に伴うコストについては以上でございます。

22ページをごらんください。点字版では68ページになります。

12番、総合区設置の日についてご説明します。

総合区設置の日については、次の3点を前提として検討いたしました。すなわち1点目が住民サービスに支障が出ないこと、2点目が十分な周知と関係機関との調整期間を確保すること、3点目が各種システムや庁舎の改修をはじめ、事務執行体制の構築が整った後であること、こういった3点を前提として検討いたしまして、総合区設置決定から約2年後を目途と考えているところでございます。

総合区設置の日についての考え方は以上でございます。

その下の表は、参考資料として記載をしております。点字版では69ページ以降に記載をしているかと思います。

参考資料は大阪市と人口100万以上の政令指定都市の区数などを比較したものが一つと、もう一つが大阪市の現在の24区の人口と面積を表としてお示しをしております。

次の23ページからは、八つの総合区ごとの人口・面積、市民利用施設といった概要や産業等の特徴をそれぞれ第一区から第八区までお示しをしております。点字版では76ページから105ページにわたって8総合区をそれぞれお示しをしております。全部ご説明しますと時間がございませんので、例えばですけれども、この住吉区が入る部分については、29ページをごらんいただきたいと思います。点字版では101ページになります。

第七区の概要をまとめております。住之江区、西成区と合区した後の仮称ですけれども、第七区の概要というのを記載させていただいています。

人口の欄をごらんいただければ、第七区としての平成27年の人口というのは38万9,110人と記載しています。これ平成47年の将来推計人口では31万1,355人と見込んでいるものでございます。

第七区の特徴というものの、主な件ですけれども記載しておりまして、右下の欄に囲みで

記載をしているんですけれども、第七区の特徴としましては、全国的に有名な住吉大社、路面電車、インテックス大阪などの都市魅力を有し、住宅と工業が共存する住工共生エリアでありまして、ベイエリアでは、国際コンテナ戦略港湾に選定されている大阪港の国際競争力の強化、咲洲地区の活性化などの取り組みが進んでいるところと考えております。また、杉本地区には、機能強化に向けて大阪府立大学との統合が検討されています大阪府立大学のキャンパスが立地。南港地区には、国際バカロレアコースを設ける新たな中高一貫教育校が公設民営校として開設予定となっております。さらに、西成特区構想により、関係機関が連携して安全なまちづくりに向けた取り組みが進められておりまして、近年はバックパッカーをはじめ外国人観光客の受け入れも増加しているところなどの特徴を記載しているところでございます。

以上、総合区の概要の事例としまして、第七区についてご説明を申し上げます。

私の説明は以上でございます。

(司会)

以上で説明は終了いたしました。

それでは、質問応答に入ります前にご留意いただきたい事項が4点ございますのでお聞きください。

一つ目は、ご質問等に関しては総合区素案に関する説明に対するご質問をお願いいたします。総合区制度や素案と関係のないものや政治的な主張等といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましては、ご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご発言とこちらが判断した場合は、その時点で打ち切らせていただく場合もございますので、ご容赦願います。

二つ目は、ご質問がございましたらその場で手を挙げていただき、私の方で指名をさせていただきます。座席まで担当がマイクをお持ちいたしますので、必ずマイクを通してご発言ください。ご発言の際は着席、座ったままでご発言いただいて結構でございます。

三つ目は、できるだけ多くの方のご質問をお受けしたいと思いますので、質問は発言機会1回につき一つで簡潔にご発言くださいますようお願いいたします。また、司会者からの依頼がございましたら、マイクをお返しいただきますようご協力をお願いいたします。

最後に四つ目として、司会者の指名を受けていない方のご発言、あるいはやじや拍手など、進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださるようお願いいたします。

それでは、これよりお時間が許す限り皆様からのご質問をお受けしたいと思います。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

それではこちら、右から2番目のブロックの、はい、今そのそばの白い、はい。

(市民)

総合区は8区を予定しておられますけれども、これ24区とも総合区にするというような考えは出なかった訳でしょうか。出なかったとしたら、それはどうしてなのかをお聞かせいただきたいと思います。

(司会)

ありがとうございます。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

仰せの通り、総合区を導入するに当たって、今回は8区に合区して総合区を導入するという考え方をとっております。もちろん24区で総合区を導入できないかということも検討段階では当然やっているんですけども、なぜできないかということにつきましては、先程ちょっと申し上げましたように、やっぱりコストの問題が非常に大きくなるというのがまず主な問題点としてございます。というのは、多くの権限を今一つの局でやっている仕事を区役所の方に、身近な方に移すということになれば、区役所で分散して仕事を行っていくということになるんですけども、そうしますと1から24に仕事を分散すると、その分、職員も同じサービスを維持するとすれば、職員の数もやっぱり増やす必要があるということになりますので、24区で総合区を導入して仕事を移した場合には、かなり多くの職員が必要になるというふうなところが問題点となるというふうに考えたものでございます。それを加味した結果、8総合区の規模であれば、八つの規模であれば、今の大阪市の職員数のトータルの範囲内で何とかおさめてサービスも維持できると、さらに身近なところで判断して仕事を実施していけるというふうに考えましたので、八つの総合区で総合区を導入するのがふさわしいというふうに判断をしているところでございます。

(司会)

それでは次の方、挙手をお願いいたします。

それでは、一番右のブロックのそちら階段席の方に、もう一度手を、はい、今、手を挙げられた方。

(市民)

すみません、7の総合区政会議というところなんですけれども、今現状、条例で区政会議を置かれていると思うんですけれども、これが総合区政会議に当たるということなので、下の地域自治区と地域協議会は今の区政会議に当たると思うんですけれども、この辺の人員構成とか選定の仕方、あと総合区政会議になると、条例で人数とかいろいろ選考とか決まっていると思うんですけれども、この辺を具体的にどういうふうに決めていかれるのかというのは説明していただきたいと思います。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

総合区政会議の委員の構成等についてまず申し上げます。構成で考えているのが、全体で10人以上50人以下の範囲内で任期2年の委員で構成されると考えているんですけども、まず地域協議会の委員のうちから推薦された方というのは委員になっていただくと、それ以外に地域団体から推薦された委員でありますとか、公募の委員でありますとか、学識経験者の方について総合区政会議の委員として構成をしていただくというふうに考えております。

一方で、24区に地域自治区に設置します地域協議会の委員について、同じような要件に

なっているところがあるんですけども、人数については10人以上50人以下の範囲内というふうに考えておまして、任期は2年なんですけれども、構成としましては、地域団体から推薦された委員、それから公募の委員、学識経験者等というのは一緒なんですけれども、いずれも地域自治区の区域内に住所を有する方に限るというふうな要件をつけるという方向で考えております。

(司会)

それでは次の方、挙手をお願いいたします。

それではこちら、2番目の右ブロックの前から3列目の、はい、そのチェックの、はい。

(市民)

総合区に移行した場合、住民に負担がかかるとかいうこと、例えば住所を変更して会社等に変更届とか名刺の変更とか、そういうこと、住民に何か負担がかかることはありますでしょうか。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

今仰っていただいたように、合区をしますことによりまして、区名の変更とかいうことで住所変更になるケースは出てくると思います。ただ、その場合でも、できる限り住民の皆さんにはご負担をかけないように、行政機関とか関係機関には我々の方で働きかけをしてご協力をしていただきたいということで申し上げていきたいと思いますが、それぞれのお仕事の関係でありますとか、名刺の関係とかということでコストをおかけする部分はやっぱり出てくるかというふうに考えております。

(司会)

それでは引き続きご質問のある方、挙手をお願いいたします。

それでは、こちら2番目のブロックのはい、今、はい、そちらの、はい。

(市民)

すみません、先程7の総合区政会議等の質問をされたことに近いんですけども、この間、各区役所にかなり権限も予算も増えてきていますので、かなり区独自の事業はどんどん進んできていると思うんですけども、今その中で区政会議をやられているんですけども、それと少し条例で決められてしっかりしたものになるということは非常にいいことだと思うんですけども、この図表の中に建議というのがありますね。諮問答申だけでなしに建議、地域協議会が提案できると書いてありますね。これ非常に大事なことだと思うんです。住民自治を強めるために、住民が単に区役所から意見を聞かれて言うだけじゃなしに、ちゃんと提案できるという、これは具体的にどういう仕組みでできるのかということについてちょっともう少し詳しく教えていただきたいと思います。

(田中副首都推進局理事)

ありがとうございます。地域自治区というのは、地方自治法という法律に基づく制度で

ございまして、その法律の中で地域自治区を設けた場合は地域協議会を置くとなっております。地域協議会につきましては今申し上げた建議とか、あるいはこちらの方から諮問して意見をいただくということが法律上の制度としてありますので、今後詳細設計につきましてはもう少し時間をかけてまいりますけれども、諮問というのはこちらから協議会にこういったことをお願いするので議論してくださいとか、答申をくださいと、建議というのは、協議会の方から自発的に行政の方に対して意見を言うことなんですけれども、今、法律的に少し考えられているのは、地域自治区の事務所が所掌する事務についての事項とか、あるいは地域自治区に係る事務に関して建議をできるようなことというちょっと抽象的ですけども、そういったことに対しては建議できるような形になっております。ただ、詳細については今後詰めていくので、今そこまでちょっと詳細までは検討していない状況でございます。

（司会）

それでは次の方、挙手をお願いいたします。

それでは、一番右のブロックの最前列の方、はい。

（市民）

すみません、特別区になるのであれば、総合区になるのであれば、必ずどちらかになるということになるのでしょうか。それとも両方ともなしで現行制度を維持するということもあり得るのか。もしどちらかになるということであれば、住吉区自体は100%廃止ということになるということによろしいのでしょうか。ちょっとそこら辺お聞きしたいと思います。

（田中副首都推進局理事）

それぞれの制度が進むための手続をまず申し上げさせていただきます。総合区につきましては、大阪市という枠組みが変わりませんので、行政区という区のエリアとか構成を変えますので、それはこちらの行政側が総合区に関するちょっと名称は別として条例というのを設けまして、それを市会の方にご提案申し上げまして、市会で議論いただきまして、例えば可決になれば、総合区はマルになると、否決になれば総合区はペケになるという形になります。

一方、特別区というのは、これも「大都市地域に関する特別区の設置に関する法律」といういわゆる別途法律がございまして、そこで特別区になるためには最初にちょっと挨拶で申し上げました設置協議会というのを設けて、これは知事、市長、府議会議員さん、市議会議員さんがメンバーとして構成される協議会なんですけれども、そこで特別区の姿を示す特別区設置協定書というものをつくり上げていきます。それがまずつくり上げられると、それがつくられたら、市会と府議会にそれぞれこの協定書が議案として送られまして、両方がそれぞれマル、こっちもマルという形で、両方の議会においてマルになりますと、今度住民投票という手続に移ります。その住民投票は大阪市民の方だけを対象にした住民投票になります。それで住民投票で賛成が反対を1票でも上回りますと可決というか、協定書が成立するということになりますので、それが成立したら特別区になるということですので、そういうプロセスを経て、それぞれがマルになればそういう制度に移行するという

こととございます。

ただ、特別区については、先程また住民投票というのはあくまで特別区が賛成ですか、反対ですかという聞き方しかできませんので、そこが例えば特別区と総合区をどちらを選ぶんですかというような構造にはなっておりませんので、それをちょっとどういう形でお聞きするかについてはまだ現在検討中ですので、そこはまだ検討中ということでご理解ください。手続的には先程申し上げたそれぞれの手続がマルになれば、そちらの制度に移行するというふうにご理解いただければいいかなと思います。

(司会)

それでは引き続きご質問のある方、挙手をお願いいたします。

では、2番目のブロックの階段席の一番目の方ですか、はい。

(市民)

今の質問と重なる部分になるかと思うんですが、まずはじめに2年前の27年5月に住民投票がされて、結果的に反対が多くなって特別区ということはしないということでなったかと思うんですが、まずはじめに、やはり27年5月に実施された住民投票で多くの住民の方が本当に嫌な思いをされて、本当に地域のコミュニティが崩壊するようなそういう思いをされた方も多数いらっしゃるというふうに思います。ですので、住民を分断するような、こういうことにつながることにについては、きっぱりとやめていただきたいというふうにちょっと思います。

私は住吉区で中小零細業者の方を対象に仕事をしています。そもそもこの今こういう議論が始まっている経過の中で、長期の経済低迷と人口が減少しているということで、このようにこういう危機感のもとに今こういう議論がされているというふうに認識しているんですが、まず一つはここの資料の中にもありますが、新潟市であったり、広島県で少なくとも今、地域住民の声を聞いて、それを区政や市政に反映するというので、各自治体で非常に努力されている自治体が全国に多数あります。

私、先日、愛知県の豊橋市というところにお伺いした時に、豊橋市の方では県や市の職員、また大学の関係者で地元の産業の方が連携していて、いわゆる南海トラフが起こった時の対策として、耐震改修工事ということで、こういう事業をやっているということでご紹介がありました。当然、その町で、知多市というところになるんですが、そこでは100%の住宅リフォーム工事費用ということで捻出しているということで言われていました。

ですから、やはり今の行政上のシステムが入ることによって住民の声が本当に反映されるのかどうかというのは非常に疑問を感じます。ですので、やはり政令市として残していくということも一つ選択肢ではあるんじゃないかというふうにちょっと意見として申しておきたいというふうに思います。

また、ふだんから国民健康保険に関する相談なども私どもで行っているんですけれども、今度、大阪府に一元化するというので、国保の都道府県化と、来年4月から実施するというふうにもう計画は決まっています。しかし、今私たち中小零細業者、国保加入世帯の中から、国民健康保険が高過ぎて、広域化することでもっと値上がりするということへの

心配、不安の声が多数寄せられています。やはりこういう住民の声を今、区役所の職員さんは一生懸命聞いて、局の人間の方に伝えていただいたりとか、一生懸命努力されています。ですから、今、局の人の配置が変わるということも説明の中であったんですが、やはりそういう現場の声をもっと市政に反映するようなシステムは今の行政システムで十分可能じゃないかというふうにちょっと考えています。一番住民……

(司会)

そろそろちょっとまとめていただけますでしょうか。

(市民)

はい。国保行政にかかわってになるんですけれども、やはり今大阪市、そもそも自治体の役割は住民の福祉や公共の福祉の増進ということで、そういう役割を持って行政運営をされるということになるように、やはりそういう住民の国保が高過ぎるという声に真摯に耳を傾けていただきたいというふうに思いますので、そういったこともぜひその特別区、総合区の中で果たして解消されるのかどうなのかということのをちょっと聞いておきたいというふうに思います。

以上です。

(田中副首都推進局理事)

質問が非常に難しい、個々の政策についてどうのこうのというのはちょっと難しいので、トータルで最後にご指摘がございましたように、住民の声を聞くシステムとして何がベストかというのが今回の一つのテーマと思われますので、総合区制度、きょうは総合区制度の説明ですので、どういった仕組みになるかということをご理解いただきまして、どういう制度に向かうべきかということをご検討いただければと思います。

(司会)

それでは次の方、挙手をお願いいたします。

はい、じゃ、こちら左から2番目の、はい。

(市民)

簡単な非常に幼稚な次元の低い質問ですけれども、とりあえず説明は概ね理解はできました。それと同時に、個々に質問されている方は、割合専門的で大変なんですけれども、もっと次元の低い、いわゆる組織変革、改正という大きなテーマは一々住民、市民に相談する必要はないんじゃないかと思います。やはり市会とかいうそういうちゃんとした組織があるので、そこでいろいろなものをどんどん決めていかれたらいいと思うので、もっと簡単に、我々住民のメリットとデメリットはこうですよ、ああですよと、非常に分かりやすく簡単なことでいいですから、そういう程度の説明で十分ですので。きょうは非常に大きなテーマであり過ぎるので、全く身近な話とちょっと縁遠いように思いますので、皆さんの質問とはちょっと違うので申し訳ないんですけれども、そういうように感じました。

以上です。

ご意見ということで、ありがとうございます。

それでは引き続きご質問のある方。

じゃ、一番左のブロックの階段、はい、今手を挙げられた方、後ろの。

(市民)

まだ決定事項でないというものの、今の総合区の住吉と住之江ともう一つ西成、これでいくと、交通区間を見ていると、完全に縦動線なんですね。横のつながりというのが全くない中でこれを進めていくので、果たして住民にとって移動とかそういう部分のインフラがちゃんとできてからの実施なのか、そこら辺がちょっと疑問やなと思います。

(田中副首都推進局理事)

総合区の８区案を事務的に検討するに当たって、どう線引きするかということで、最初にちょっと区割りの考え方の五つのポイントを申し上げました。その一つに動線もあるし、また将来人口ができるだけ区間で格差しないよう２倍とか、ちょっとそういったことをトータル考えた線引きでまずは事務局としてつくって議論させていただいております。今後、こういうことも含めて議会でご議論いただきながら、どうあるべきかという形の議論につながっていくものと考えております。

(司会)

それでは次にご質問のある方。

じゃ、はい、今2番目の左ブロックの、はい、今、帽子をかぶっておられる、はい、その方。

(市民)

総合区の今説明をしていただいたんですけれども、総合区のメリットみたいなものを一つ一つ言われたんですけれども、それというのは今24区の方と権限を強化することとか、あるいは広域的な部分については区同士で、あるいは局を含めて調整するとかという形でいけるような感じがするんですけれども、あえて何でこの8区にせなあかんのか。一つの大きなテーマとしては、住民に身近なというふうに言っていますけれども、どう考えても8区になったら遠くなりますよね、24区よりもね。だから、その辺のちょっと説明が必要かなと思います。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

先程のご説明と重なってしまうかもしれませんが、24区で今のまま権限を強化できるのではないかとのお話なんです。今でも24区の区長の権限を強化するということを大阪市の中でも当然進めているんですけれども、一定の限界を迎えているのかなというのが今の考え方なんです。

ここで事例としてお示ししました保育所の設置認可でありますとか、その中での手続の

先程申し上げました三つの手続全部を例えば総合区役所の権限とするというふうな考え方によって権限を強化するというふうに考えているんですが、そういうふうにしますと、やっぱり職員がかなり総合区の職員として必要になってくると、これは実際に手続をするだけじゃなくて、どういうふうに判断するかという政策企画の立案をする職員も必要になりますので、相当の職員が各区役所に必要になるということになります。その職員を増やす場合に、24区のまま権限を強化すると、かなりの職員が増えてしまって、現在の大阪市トータルの職員よりも増やさないといけないという事態になるというふうに我々は考えたということでございます。ですので、全体の職員数を増やさないで、何とか権限を身近なところに移すというためには、8区が適当ではないかなというふうに試算をさせていただいて、8区であれば今の大阪市トータルの職員を増やさずに、しかも権限は総合区という住民の皆さんにより身近なところに判断して実行できる権限を一定移していけるということで、コストと権限を身近なところに移すという両方のバランスを考慮して8区での合区による総合区制度の導入ということをご提案しているということで考えているものでございます。

（田中副首都推進局理事）

1点少し補足させていただきますと、24区から8区になれば遠くなるのではないかとというご質問の部分を回答させていただきます。

資料の9ページをちょっとごらんいただきたいんですけども、今大阪市が今の体制でやっている事務がどうなるかということで左から右のシフトの図がございますけれども、一番下にありますように、いわゆる身近ないろいろな国保の申請とか、身近なそれにつきましては、今の行政区単位に地域自治区事務所を設けまして、そこでほとんど同じ事務をしますので、今、近くの区役所に行けておった分が8区にまとまった例えば中央となる区役所に出向いていただかなければならないかといったらそういうことはございません。地域自治区のいわゆる事務所の方へ行っていただければいいので、そういった不便がかからないような形でも制度設計をしているところでございます。

（司会）

それでは次の方。

じゃ、左から2番目の一番最後列の、はい。そのままちょっと手を挙げておいていただけますか。

（市民）

今、総合区の説明を受けましたけれども、その総合区について住民がマルかペケかの判断をして、バツであれば特別区の方に移って、来年の住民投票に、また特別区について住民投票をやるというふうな説明を受けたというふうに思っているんですが、それで間違いないのでしょうか。

（田中副首都推進局理事）

ちょっとそういう部分は違います。それぞれ総合区と特別区を説明して、どういう手順

で総合区と特別区をご判断いただくかについてはまだ検討中ですので、今ご質問あったように、まず総合区がマルかペケか決めてもらって特別区が次マルかペケかという形にはなりませんので。ちょっとそういう形、どういう形で総合区か特別区かのご判断をいただくかについては今現在検討中ですので、今のご質問という趣旨ではちょっと違います。

（市民）

ああ、そうですか。そしたら、結局総合区についてどこが判断をするんですか。市会ですか。

（田中副首都推進局理事）

そうです。総合区につきましては総合区に関する条例をつくりまして、それを市会の方にご提示して、議案として出しますので、そこを市会の方でご議論をいただくという形になります。

（市民）

そこでマルかバツかの判断が下る訳ですね。

（田中副首都推進局理事）

そうです。

（市民）

それで駄目だったら、特別区の今度は議論に移っていくということになるんですね。

（田中副首都推進局理事）

そこがマルかバツかだったら特別区に行くということではなくて、今はちょっとそれぞれ、総合区はこういった判断でマル、ペケ、可否を判断すると、特別区は先程申し上げた手続で可否を判断するというそこをまずちょっとご理解していただきまして、それで総合区と特別区をどう判断していただくかについては今現在検討中ですので、それはまたきょうのタイミングではまだ検討中ということでご理解いただきたいと思います。

（市民）

ああ、そうですか。それでね……

（司会）

すみません、マイクを一度ちょっとお返しいただけますか。

（市民）

はい、すみません、簡単に終わります。

例えば総合区については、大阪市を残して8区にまとめてやるんだということですね。もう一つは特別区というのは何年か前に住民投票してちゃんとした判断がもう下っている

訳ですね。それで全然住民投票を総合区ではする訳じゃなくて、そういうものを何となく二つのものをどちらを選ぶかということで、来年の秋に住民投票をやろうという特別区について、今から総合区の説明の結果の後にそのことを考えるというのは時間的に間に合うんですか。これだけです、質問。

（田中副首都推進局理事）

市長としては来年秋に住民投票を実施したいという形をご表明されております。それに向けて今総合区素案、それぞれ特別区素案という制度案を検討しているという状況でございます。総合区素案については今一定行政の方で案をつくって市会にご提示していますので、こういった形で説明会を開催させていただいていると。特別区については、特別区設置協議会というものが設置されましたので、今そこで議論を進めているという形ですけれども、今後これを成案がまとまった時に、どういう形で住民の方にご判断いただくかというのはまだ議論中ですので、そこはまだ検討中という形でご理解いただきたいと思います。

（司会）

それでは次、ご質問のある方。

はい、じゃ、こちら2番目の4列目の帽子をかぶっておられる方、はい。

（市民）

不勉強というのか、よく分からないのでお尋ねするんですけれども、今のこの日本で東京都を除いてですけれども、総合区というのは幾つあるんですか。

（川平副首都推進局制度調整担当部長）

現時点ではございません。

（司会）

それでは次、ご質問のある方。

はい、じゃ、同じ左から2番目の階段席に座っている、はい、そちらのページの、はい。

（市民）

幾つかあるんですけれども、まず……

（司会）

できれば一つで、そろそろ時間がなくなっておりますので、すみません。

（市民）

簡単に言います。特別区がまた議会で話されているということ、本当に住民の意思を無視して大変越権行為だと私は思います。そのことについて知らない市民もたくさんいます。住民投票の結果を尊重する、それが行政の姿勢だと思います。

もう一つ、この総合区ですけれども、このネーミングに副首都というふうに変過大広告的なネーミングがついております。これどうしても副首都と総合区が関連があるのであれば、もっと明快に説明してほしいと思います。

それから、総合区長は選挙で選ばれるのでしょうか。

それから、総合区長が住民の声に応じて施策を行う場合、大事なものは予算であります。例えばこの予算配分がそんなに簡単にいかないと思います。一番重点的な問題だと思います。例えばその地域で上がった市民税、1から8までで随分差が出ると思うんですね。そしたら、やっぱり市民税に応じた予算配分をせよ、これも当然の住民の声です。そうなれば、同じ大阪市に住んでいても、大変施策の格差が出てくる。でも、お前のところの市は市の実入りが悪いんやから、我慢せなしゃあないでということで、これ納得できない、そういう状況、大阪市内において、住んでいる区においていろいろな行政の施策の差が出てくるんじゃないか。一番大事に説明してほしい予算の部分の説明が余りにも単純であります。

(司会)

それでは、既に複数ちょっとご質問をいただいておりますので、ここでお答えの方をさせていただきますと思います。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

私の方から、まず総合区長については選挙で選ばれるものではございません。大阪市長が任命をして、議会の方の承認を得ると、議会の同意を得るということになっていまして、5ページに記載をさせていただいているんですけれども、総合区長については市長が選ぶという形になっております。

仰る通り、予算については、非常に重要だと思うんですけれども、ただちょっと誤解があるのかもしれませんが、総合区の場合は、冒頭申し上げましたように、自治体としては大阪市中での予算配分ということで、そこは変わりませんので、予算編成権自体は、大阪市トータルを大阪市長が行うということになります。それはだから今の24区と同じということになるんです。ただ、そのさっき20ページのイメージ図で申し上げたように、総合区長の権限というのは、今の24の行政区長よりかなり大きくなるということで、予算の範囲もかなり広がるというふうに考えられますので、その範囲内で8総合区長がそれぞれの区の特性を生かした事務をやっていただくと、これは今の24行政区よりも広い範囲でやっていただくということは事実だと思います。ただ、収入とか歳入とかをそれぞれの8区で全部とってしまうとか、そういうことではございませんので、それは大阪市トータルでの予算編成という形になりますので、よろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、申し訳ございませんが、時間が迫ってまいりましたので、あとお一人で最後にさせていただきたいと思いますので、挙手の方をお願いいたします。

それでは、こちら3列目の方の後ろ階段席の帽子をかぶっておられる方、はい。

(市民)

すみません、この総合区素案は行政が作成したということは、市役所さんがつくられたんでしょうか。ちょっと立ち位置がよく分からない。特別区案のいわゆる2年前の住民投票で否決された特別区案の対案なんですか。副首都がどうやこうやいうのもありますけれども、要は首都直下型地震を想定しての代替所としての副首都の実現性の必要性は分かるんですけども、この案で中之島本庁舎のスペースがあくと思うんですけども、あいたスペースをその副首都実現につけて具体的にどういうふうに使うのかということもよく分かりませんし、個人的には10年ぐらい前にありました遷都構想の大阪に移してもらおうというのが私なんかはいいと思うんですけども、なおかつこの表紙に、この資料の表紙に、真ん中辺に必要に応じて、追加・修正がされますとこう書いていただいているので、ぜひとも公聴会のように実施したら既成事実ができましたということで、住民説明会をやったということで終わりにならないように、ぜひともちょっと意見を酌んでいただきたいんですけども。

ですから、この総合区案というのは、端的に言うと、そもそも合区の話、行政区の再編成の話ということでいいのか。多少ちょっと大阪市の歴史を勉強したんですけども、明治時代は最初は4区ですね。東・西・南・北区、大正時代は13区あったみたいですね。昭和に入って、昭和7年に15区になっていますね。昭和18年、戦争中だと思うんですが、その時に22区になっています。この後に今度は昭和49年に26区で一番多くなったんですね。その後に合区が必要やということで、結局大淀区と北区、それから東区と南区が合区されて、平成元年、だから1989年に現在の24区に……

(司会)

すみません、そろそろちょっとまとめていただけますか。

(市民)

なったみたいです。東京は23区で大阪24区で、大阪の区が多いというのは分かるんですけども、言わんとすることは分かるんですけども、大阪よりも人口の多い横浜は現在18区、名古屋16区、何で大阪の総合区が8区案なのか。もっと20区案とか、16区案とか、12区案とか、そういったものも検討いただいていいんじゃないかと思いますし、東京一極集中というのは行政の問題じゃなくて、首都圏に行けば分かると思うんですけども、新幹線網とか高速自動車網とか、そういう交通関係のネットワークが全く違うので、例えば……

(司会)

すみません、もうちょっと時間の方が押しております。

(市民)

北陸新幹線なんかが開通しましたがけれども、もう以前は富山、石川県あたりは関西エリアという感じでしたが、もうみんな首都圏の方へ向いちゃっていますので、なおかつ迅速かつきめ細かい住民サービスを……

(司会)

申し訳ございませんが、ちょっとマイクをもうお返しいただけますでしょうか。

(市民)

住民サービスを受けたいので、万一、南海トラフや上町断層とかを原因とした巨大地震が発生した場合は市役所や区役所の職員の方にフル稼働で献身的に頑張って対応してもらわないと困りますので、ぜひ20区、16区、12区を検討していただきたいと思います。

(田中副首都推進局理事)

もう最後のご質問という形で、少しお時間も過ぎていきますので簡単に申し上げさせていただきます。最初から申し上げますように、いわゆる非常に超高齢社会や少子化を迎えて人口も減少すると、東京都も経済的に非常に差が広がっているというこの現状をどう打開するかということで、市長としてはやっぱり今の行政体制のままでは打開できないのではないかとということで、今ある法制度の中で可能な仕組みで新しい大都市制度を築いていこうということで法制度的に可能な特別区と総合区の検討をしようということにスタート地点がございます。その中で総合区という法制度の中で一番職員増とか、コストもかからないやり方で、かつ住民の目線に立った行政を展開するに当たっては、どのぐらいのバランスが可能かということで私どもで検討して今8区案という形をご提示している、そういう状況でございます。

(司会)

それでは、ご質問は以上とさせていただきます。

説明会終了に当たりまして……

すみません、ちょっと不規則な発言はおやめください。

説明会終了に当たりましてお知らせを申し上げます。

本説明会は、他の会場の説明会もインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたい、他の会場のご質問を聞きたいという方はご利用ください。

なお、お配りしたアンケート、意見用紙は会場出口付近で回収いたしますので、よろしく願いいたします。いただいたご質問等につきましては、後日集約の上、ホームページに回答を掲載いたします。

なお、本日利用しました説明資料を受付に置いておりますので、ご近所で説明に利用されるなど、ご入り用の方はぜひお持ち帰りください。

それでは、本日はこれもちまして説明会を終了いたします。

どうもありがとうございました。お忘れ物のないように座席周りをご確認の上、お気をつけてお帰りください。